件 名 愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例
主管課 税務課
根拠法令等 相拠法令等 月1日施行他)
【改正の概要】
個人県民税徴収取扱費に係る改正
1 市町から県への徴収取扱費算定に係る報告の時期
(改正前)4月、8月及び12月の各月15日まで
(改正後)4月及び8月中
2 徴収取扱費の交付時期
(改正前)各報告から 30 日以内(<u>地方税法で規定</u>)
(改正制) 日報日が5 36 日頃内(<u>地方</u> 地法と規定) (改正後) 5月、9月及び1月中(地方税法の規定が削除 <u>条例に新たに規定</u>)
施 行 日 平成19年4月1日(平成19年度の賦課決定分から適用)
【その他参考事項】 1 徴収取扱費算定方法(地方税法で規定)
(改正前) <u>税収入額×7%</u> <u>納税通知書の数×60円</u> 過誤納金還付額外 (改正後) <u>納税義務者数×3,000円</u> <u>(平成19,20年度は、4,000円)</u> 過誤納金還付額外